

愛媛県今治庁舎敷地の土壤汚染に関する地歴調査等業務仕様書

○ 業務名

愛媛県今治庁舎敷地の土壤汚染に関する地歴調査等業務

○ 業務目的

今治庁舎には、今治保健所が入居しており、過去に衛生分野及び環境保全分野における調査、分析業務が長年行われてきた。調査研究に関連して、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく有害物質使用特定施設（洗浄施設）が設置され、機能が廃止されていたが、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）3 条第 1 項により土壤汚染状況調査の実施を猶予されていた。

本業務は、今後予定している土壤汚染状況調査を円滑に実施するための事前調査として、地歴、施設配置・利用状況並びに有害物質の使用状況等を把握し、調査対象となる有害物質等の種類を特定するとともに、調査対象地の測量を行ったうえで、土壤汚染のおそれの区分により試料採取等を行う区画を選定し、土壤汚染状況調査計画の作成を目的とする。

○ 調査対象地の所在地及び面積

所在地：愛媛県今治市旭町 1 丁目 4 番地 9

面積：6,612.50 m²

○ 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

○ 準拠基準

次の法令及びガイドライン等に基づいて本業務を実施する。

なお、最新のものを参照すること。

また、業務受託者は土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の登録を受けた者とする。

- (1) 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (2) 土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）
- (3) 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
- (4) 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）
（令和 4 年環境省水・大気環境局土壤環境課）
- (5) 土壤汚染状況調査における地歴調査について
（平成 24 年環境大土発第 120817003 号、改正：平成 29 年環境大土発第 17033183 号）

○ 業務内容

(1) 地歴調査

ア 土地利用履歴の調査

資料調査、聴取調査及び現地調査を実施し、調査対象地の利用状況に関す

る情報や特定有害物質等による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集・把握し、整理する。

資料調査においては、愛媛県が保有する資料、公的届出資料、一般公表資料等を収集し、土地利用の変遷、所有者の履歴、造成の履歴等を可能な限り遡り調査すること。

なお、調査対象地の関係者及び周辺住民・地元精通者等に聴取調査を実施する場合は、調査対象者の人選や協力依頼方法に留意し、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評やトラブルの発生を避けるように留意すること。

イ 試料採取等対象物質の特定

上記アの結果により、土壌汚染対策法における特定有害物質 26 種類及びダイオキシン類のうち、試料採取等の対象とすべきものを特定する。

ウ 土壌汚染のおそれの区分の分類と試料採取等を行う区画の選定

特定された試料採取等対象物質ごとに、調査対象地を土壌汚染が存在するおそれに応じて以下の 3 区分に分類し、試料採取等を行う区画を選定する。

- ①土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ②土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③土壌汚染が存在するおそれが比較的多い土地

(2) 測量業務

上記(1)ウの区画の選定に先立ち、調査対象地の最北端の地点を起点として、東西方向及び南北方向に 30m 格子と 10m 格子に区分する。30m 格子、10m 格子のメッシュの交点及び試料採取位置等の必要数測定する。

測量結果のデータチェックを行い、電子データ化、座標割り出し等、測量データの整理を行い、図面を作成する。

(3) 土壌汚染状況調査計画書(案)の作成、調査経費の見積り

業務受託者は、地歴調査結果が判明した時点で速やかに愛媛県に中間報告を行うこと。また、調査結果について、関係官公署に事前協議の上、土壌汚染状況調査計画書(案)を作成し、調査に要する経費を見積もること。

○ 成果品の提出

- (1) 報告書一式 (A4 サイズ) … 2 部
- (2) 上記報告書の電子データ (CD 等) … 1 式
- (3) 関係官公署等との打合せ議事録 … 1 部

○ その他

- (1) 本業務に係る成果品に関する権利は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務により取得した個人情報については「愛媛県個人情報保護条例等を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じた場合は、その都度、愛媛県と協議すること。

土壌汚染対策法における特定有害物質

分類	特定有害物質の種類	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	1	クロロエチレン
	2	四塩化炭素
	3	1, 2-ジクロロエタン
	4	1, 1-ジクロロエチレン
	5	1, 2-ジクロロエチレン
	6	1, 3-ジクロロプロペン
	7	ジクロロメタン
	8	テトラクロロエチレン
	9	1, 1, 1-トリクロロエタン
	10	1, 1, 2-トリクロロエタン
	11	トリクロロエチレン
	12	ベンゼン
第二種特定有害物質 (重金属等)	13	カドミウム及びその化合物
	14	六価クロム化合物
	15	シアン化合物
	16	水銀及びその化合物
	17	セレン及びその化合物
	18	鉛及びその化合物
	19	砒素及びその化合物
	20	ふっ素及びその化合物
	21	ほう素及びその化合物
第三種特定有害物質 (農薬等)	22	シマジン
	23	チウラム
	24	チオベンカルブ
	25	PCB
	26	有機りん化合物

ダイオキシン類特別措置法におけるダイオキシン類

種類	
1	ポリ塩化ジベンゾフラン
2	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
3	コプラナーポリ塩化ビフェニル